

一、相关新法令、新政策

● 关于适用《中华人民共和国侵权责任法》若干问题的解释的通知

【发布单位】最高人民法院
【发布文号】法发〔2010〕23号
【发布日期】2010-06-30
【提示】根据该通知：

民事纠纷案件	适用法律
《侵权责任法》施行后发生的侵权行为引起的	《侵权责任法》的规定
《侵权责任法》施行前发生的侵权行为引起的	当时的法律规定
侵权行为发生在《侵权责任法》施行前，但损害后果出现在《侵权责任法》施行后的	《侵权责任法》的规定

【备注】《侵权责任法》自2010年07月01日起正式施行。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.chinacourt.org/flwk/show.php?file_id=144423

● 关于促进网络购物健康发展的指导意见

【发布单位】商务部
【发布文号】商商贸发〔2010〕239号
【发布日期】2010-06-24
【提示】该意见提出：

1. 拓宽网络购物商品和服务种类、网络购物渠道等。
2. 加强政策支持。建立健全适应网络购物发展需要的多元化、多渠道投融资体制。
3. 研究制定网络购物中信息管理、电子合同、交易行为、商品配送、隐私权保护等重要环节的相关管理制度和标准。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：

关于促进网络购物健康发展的指导意见

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/d/201006/20100606994726.html>

网络商品交易及有关服务行为管理暂行办法

http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjl/fqs/201006/t20100601_88889.html

一、関連する新法令、新政策

● 「中华人民共和国侵权责任法」適用の若干事項についての通知

【発布機関】最高人民法院
【発布番号】法発〔2010〕23号
【発布日】2010-06-30
【コメント】本通知によると次の通りである。

民事紛争案件	準拠法
「権利侵害責任法」施行後に発生する不法行為により発生したもの	「権利侵害責任法」の規定
「権利侵害責任法」施行前に発生した不法行為により発生したもの	当時の法律の規定
不法行為の発生が「権利侵害責任法」の施行前であるが、損害の影響が「権利侵害責任法」の施行後に現れたもの	「権利侵害責任法」の規定

【備考】「権利侵害責任法」は、2010年7月1日から正式に施行される。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

http://www.chinacourt.org/flwk/show.php?file_id=144423

● ネットショッピングの健全な発展を促進することについての指導意見

【発布機関】商務部
【発布番号】商商贸发〔2010〕239号
【発布日】2010-06-24
【コメント】本意見は、以下の通り提唱している。

1. ネットショッピングの商品と役務の種類、ネットショッピングのルート等を拡張する。
2. 政策支援を強化する。ネットショッピングの発展の需要に適應する多元化した、複数ルートの健全な融資体制を構築する。
3. ネットショッピングにおける情報管理、電子契約、取引行為、商品配送、プライバシー保護等の重要な段階でのかかる管理制度と規準の制定を検討する。

【関係する法令全文】下記のURLをクリックしてください。
ネットショッピングの健全な発展を促進することについての指導意見

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/d/201006/20100606994726.html>

オンライン商品取引及び関係サービス行為管理暫定弁法

http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjl/fqs/201006/t20100601_88889.html

● 关于认真贯彻实施《网络商品交易及有关服务行为管理暂行办法》的指导意见

【发布单位】国家工商行政管理总局
【发布文号】工商市字〔2010〕120号
【发布日期】2010-06-22
【提 示】该意见提出：

1. 进一步完善网络商品交易及有关服务行为监管的法律法规体系。
2. 建立健全网络经营主体信用分类监管制度和机制。
3. 建立健全以网络信息技术为支撑的网络监管方式方法。
4. 建立健全网上维权体系。
5. 加大对网络销售假冒伪劣商品等违法行为的查处力度。

【备 注】

1. 湖北省武汉市沌口工商部门颁发全国首批加注网址的营业执照（共2家）。
2. 浙江工商推出服务网络经济发展八项举措，包括设立网上维权公共通道、设立营业执照网上亮照平台、开展涉网市场主体户口自动建档，以及重点打击网上虚假宣传、网上传销、商标侵权、消费欺诈、不正当竞争、广告违法等消费者、经营者关注的焦点、热点等。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/scgfgls/201006/t20100629_91289.html

● 「オンライン商品取引及び関係サービス行為管理暫定弁法」の実施を真摯に貫徹することについての指導意見

【発布機関】国家工商行政管理総局
【発布番号】工商市字〔2010〕120号
【発 布 日】2010-06-22
【コメント】本意見は、以下の通り提唱している。

1. オンライン商品取引及び関係サービス行為監督管理の法システムを一層整備する。
2. ネットワーク運営主体の健全な信用分類監督制度とメカニズムを構築する。
3. ネットワーク情報技術を支柱とする健全なネットワーク監督管理方式方法を構築する。
4. 健全なオンライン上の権利保護体系を構築する。
5. ネット上で偽物模造劣悪品を販売する行為に対する取締りを強化する。

【備 考】

1. 湖北省武漢市沌口工商部門が全国で初めてURLを明記した営業許可証を発行した（計2社に対し）。
2. 浙江工商サービスネットワーク経済発展 8 項目の措置を提唱し、これには、オンライン上の権利を保護する公共ルートを設置すること、営業許可証をオンライン上で公示する場を設けること、オンライン市場の主体の戸籍ファイリングを自動的に行うこと、及びオンライン上の虚偽宣伝やオンライン上のマルチ商法、商標権侵害、消費者詐欺、不正競争、広告違法を重点的に取り締まる等の消費者、事業者が関心を持つ焦点、話題等が含まれる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/scgfgls/201006/t20100629_91289.html

● 关于调整部分资本项目外汇业务审批权限的通知

【发布单位】国家外汇管理局
【发布文号】汇发〔2010〕29号
【发布日期】2010-06-23
【实施日期】2010-07-01
【提 示】该通知内容包括：

部分 资本 项目 外 汇 业 务 审 批 权 限 调 整	▪ 3 项业务的审批权限由国家外汇管理局下放至各地分局。 ▪ 4 项业务由分局下放至中心支局（支局），其中包括： ➢ 外国投资者竞标土地使用权的保证类专用外汇账户开立、变更、注销和资金划转的核准。 ➢ 外国投资者产权交易外汇资金（包括价款及交易保证金）托管及结算专用外汇账户开立、变更、注销和资金划转、结汇的核准。
--	--

● 一部の資本項目外貨業務の審査許可権限を調整することについての通知

【発布機関】国家外貨管理局
【発布番号】匯発〔2010〕29号
【発 布 日】2010-06-23
【施 行 日】2010-07-01
【コメント】本通知の内容に含まれるものは以下の通りである。

一 部 の 資 本 項 目 外 貨 業 務 の 審 査 許 可 権 限 を 調 整 す る	▪ 3 項目の業務の審査許可権限を国家外貨管理局から各地の分局に委譲する。 ▪ 4 項目の業務を分局から中心支局（支局）に委譲し、その中には次の項目が含まれる。 ➢ 外国出資者の土地所有権の競売の保証類専用外貨口座の開設、変更、取消及び資金振替の認可。 ➢ 外国出資者の資産権取引外貨資金（代金及び取引保証金を含む）の供託及び決算専用外貨口座の開設、変更、取消及び資金振替、人民元
---	---

	2 項業務由外匯部門審批變為銀行直接辦理。
簡化業務審核材料	企業在辦理涉及資本項目購匯的業務時，可不再提交“最近 5 個工作日的人民幣賬戶對賬單”。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=804010000000000000,33&id=4

● 关于全面推广实施国际服务外包业务进口货物保税监管模式的公告

【发布单位】海关总署
 【发布文号】海关总署公告 2010 年第 39 号
 【发布日期】2010-06-29
 【实施日期】2010-07-01
 【提 示】根据该公告，自 2010 年 07 月 01 日起在全国 21 个服务外包示范城市全面推广实施海关保税监管模式。简要介绍如下：

推广城市	现有 10 个试点城市（上海、大连、深圳、南京、苏州、无锡、哈尔滨、大庆、西安、长沙）→增加到 21 个（增加的城市为：北京、天津、重庆、广州、武汉、成都、济南、杭州、合肥、南昌、厦门）。
推广企业	服务外包示范城市（含所辖区、县〈县级市〉等全部行政区划）内，经认定的技术先进型服务企业。
保税监管	海关对管理类别为 B 类及以上的服务外包企业，从事国际服务外包业务的进口货物实施保税监管，国家不予减免税的商品（详见《海关总署 2008 年第 65 号公告》附件 2 和附件 3）除外。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab399/info230842.htm>

● 关于推进纺织产业转移的指导意见

【发布单位】工业和信息化部
 【发布日期】2010-07-02
 【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/jwqk/2010-07/02/content_1643779.htm

	転の認可。 2 項目の業務を外貨部門による審査許可から、銀行が直接取扱うようにする。
業務の審査認可資料を簡素化する	企業が資本項目の外貨購入に係る業務の手続きを行う場合、「直近 5 業務日の人民元口座勘定照合表」を提出しなくてもよしとする。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=804010000000000000,33&id=4

● 国際サービスアウトソーシング業務で取扱う輸入貨物保税監督管理モデルを全面的に推進することについての公告

【発布機関】税関総署
 【発布番号】税関総署公告 2010 年第 39 号
 【発 布 日】2010-06-29
 【施 行 日】2010-07-01
 【コメント】本公告によると、2010 年 7 月 1 日から全国の 21 のサービスアウトソーシング模範都市において税関保税監督管理モデルを全面的に実施を推し進める。以下簡潔に紹介する。

都市の拡張	現在の 10 の試行都市（上海、大連、深圳、南京、蘇州、無錫、ハルビン、大慶、西安、長沙）を 21 に増やす（追加される都市：北京、天津、重慶、広州、武漢、成都、済南、杭州、合肥、南昌、アモイ）。
企業の拡張	サービスアウトソーシング模範都市（所轄区、県〈県級市〉等を含むすべての行政区画）における、認定を受けた技術先端型サービス企業。
保税監督管理	税関は、管理分類が B 類以上のサービスアウトソーシング企業に対し、国際サービスアウトソーシング業務で取扱う輸入貨物に保税監督管理を実施するが、国が税金を減免しない商品（詳細は「税関総署 2008 年第 65 号公告」別紙 2 及び別紙 2 を参照）は除く。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab399/info230842.htm>

● 紡織産業の移転を推進することについての指導意見

【発布機関】工業及び情報化部
 【発 布 日】2010-07-02
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/jwqk/2010-07/02/content_1643779.htm

● 最不发达国家特别优惠关税待遇进口货物原产地管理办法

【发布单位】海关总署

【发布文号】海关总署令第 192 号

【发布日期】2010-06-28

【实施日期】2010-07-01

【相关法令全文】请点击以下网址查看：

最不发达国家特别优惠关税待遇进口货物原产地管理办法

http://www.gov.cn/flfg/2010-07/01/content_1642753.htm

对埃塞俄比亚等 32 个最不发达国家部分商品实施零关税的通知

http://www.gov.cn/zwgk/2010-06/24/content_1635985.htm

● 关于进一步贯彻“调解优先、调判结合”工作原则的若干意见

【发布单位】最高人民法院

【发布文号】法发〔2010〕16 号

【发布日期】2010-06-07

【生效日期】2010-06-07

【提 示】该意见要求对劳务合同纠纷、交通事故和工伤事故引起的权利义务关系较为明确的损害赔偿纠纷、诉讼标的额较小的民事纠纷等，在开庭审理时应当先行调解。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.chinacourt.org/flwk/show1.php?file_id=144350

● 上海市行政执法人员执法行为规范（上海）

【发布单位】上海市人民政府办公厅

【发布文号】沪府办发〔2010〕25 号

【发布日期】2010-06-08

【实施日期】2010-06-08

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai22661.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● 最後発開発途上国特別優遇関税待遇輸入貨物原产地管理弁法

【発布機関】税関総署

【発布番号】税関総署令第 192 号

【発 布 日】2010-06-28

【施 行 日】2010-07-01

【関係する法令全文】下記の URL をクリックしてください。
最後発開発途上国特別優遇関税待遇輸入貨物原产地管理弁法

http://www.gov.cn/flfg/2010-07/01/content_1642753.htm

エチオピア等 32 の最後発開発途上国の一部の商品にゼロ関税を実施することについての通知

http://www.gov.cn/zwgk/2010-06/24/content_1635985.htm

● 「調停を優先し、調停と裁判との融合」作業原則を一層貫徹することについての若干意见

【発布機関】最高人民法院

【発布番号】法発〔2010〕16 号

【発 布 日】2010-06-07

【施 行 日】2010-06-07

【コメント】本意見は、労務契約紛争、交通事故及び労災事故が招いた権利義務関係の相対的に明確な損害賠償紛争、訴訟目的額の相対的に小さな民事紛争等に対し、開廷審理の際に調停を先に行うよう求めている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.chinacourt.org/flwk/show1.php?file_id=144350

● 上海市行政法令執行人員法令執行行為規範（上海）

【発布機関】上海市人民政府弁公庁

【発布番号】滬府弁発〔2010〕25 号

【発 布 日】2010-06-08

【施 行 日】2010-06-08

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai22661.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● 《家用电器产品召回管理规定》、《汽车产品召回监督管理条例》公开征求意见

日前，国家质量监督检验检疫总局公布《家用电器产品召回管理规定（征求意见稿）》、《汽车产品召回监督管理条例（征求意见稿）》，并公开征求意见（截止日期为 2010 年 07 月 10 日）。

（摘自国家质量监督检验检疫总局网站；
2010 年 07 月 02 日发布）

● 国务院发布第一批三网融合试点地区（城市）名单

日前，国务院办公厅发布《关于印发第一批三网融合试点地区（城市）名单》，包括北京市、辽宁省大连市、黑龙江省哈尔滨市、上海市、江苏省南京市、浙江省杭州市、福建省厦门市、山东省青岛市、湖北省武汉市、湖南省长株潭地区、广东省深圳市、四川省绵阳市等 12 个地区（城市）。

备注：三网融合是指电信网、计算机网和有线电视网三大网络的融合。现阶段并不意味着三个网络的物理合一，而主要是指高层业务应用的融合。

（摘自中国政府网；2010 年 07 月 01 日发布）

● 27 省区市上调或计划上调最低工资标准

据报道，2010 年上调或计划上调最低工资标准的省区市共有 27 个。继第 203 期《里兆法律资讯》中整理过的 11 个省/市/自治区上调最低工资标准之后，又有 8 个省/市/自治区上调最低工资标准。简要介绍如下：

- 北京（960 元）；
- 河南（分为 800 元、700 元、600 元三档）；
- 辽宁（分为 900 元、750 元、650 元三档）；
- 安徽（分为 720 元、680 元、630 元、580 元、530 元、500 元六档）；
- 湖南（分为 850 元、800 元、725 元、650 元、600 元五档）；
- 陕西（分为 760 元、680 元、630 元、580 元四档）；
- 海南（分为 830 元、730 元、680 元三档）；
- 江西（分为 720 元、660 元、600 元、550 元、500 元五档）。

（里兆律师事务所 2010 年 07 月 02 日整理编写）

● 「家庭用電気器具製品リコール管理規定」、「自動車製品リコール監督管理条例」がパブリックコメントを募集する

先頃、国家品質監督検査検疫総局は「家庭用電気器具製品リコール管理規定（意見募集案）」、「自動車製品リコール監督管理条例（意見募集案）」を公表し、且つパブリックコメントを募集している（締切日は 2010 年 7 月 10 日）。

（2010 年 7 月 2 日付の国家品質監督検査検疫総局ウェブサイトより抜粋）

● 国务院が第一回目の三網融合試行地域（都市）リストを公表した

先頃、国务院弁公庁は、「第一回目の三網融合試行地域（都市）リストを印刷配布することについて」を公表したが、これには、北京市、遼寧省大連市、黒龍江省ハルビン市、上海市、江蘇省南京市、浙江省杭州市、福建省アモイ市、山東省青島市、湖北省武漢市、湖南省長株潭地区、広東省深圳市、四川省綿陽市の 12 の地域（都市）が含まれる。

備考：三網融合とは、通信、インターネット、放送という 3 つのネットワークを融合させることをいう。現段階では、3 つのネットワークの物流的な融合を意味するのではなく、主に上層部の業務応用の融合をいう。

（2010 年 7 月 1 日付の中国政府ウェブサイトより抜粋）

● 27 省区市において最低給与基準が上方調整され、又は上方調整される計画がある

報道によると、2010 年に最低給与基準を上方調整した、又は情報調整する計画のある省区市は合計 27 である。第 203 期「里兆法律情報」にてまとめた 11 の省/市/自治区で最低給与基準を上方調整した後、新たに 8 つの省/市/自治区が最低給与基準を上方調整している。以下、簡潔に紹介する。

- 北京（960 元）
- 河南（800 元、700 元、600 元の 3 ランクに分かれる）
- 遼寧（900 元、750 元、650 元の 3 ランクに分かれる）
- 安徽（720 元、680 元、630 元、580 元、530 元、500 元の 6 ランクに分かれる）
- 湖南（850 元、800 元、725 元、650 元、600 元の 5 ランクに分かれる）
- 陝西（760 元、680 元、630 元、580 元の 4 ランクに分かれる）
- 海南（830 元、730 元、680 元の 3 ランクに分かれる）
- 江西（720 元、660 元、600 元、550 元、500 元の 5 ランクに分かれる）

（里兆法律事務所が 2010 年 7 月 2 日付で作成）

● 关于上海市重点技术改造专项资金事宜的简介

结合相关法律规定、以及此前召开的“上海外商投资企业技术改造政策介绍会”，关于“上海市重点技术改造专项资金”（以下简称“专项资金”）事宜，律师简要介绍如下，供参考。

主要法律依据

- 《上海市重点技术改造专项资金管理办法》（沪府办发[2009]35号；2009年09月21日施行；以下简称“35号文”）
- 《上海市经济信息化委关于组织申报2010年上海市重点技术改造专项资金项目（储备）的通知》（沪经信投[2010]37号；以下简称“37号文”）

技术改造项目的定义

专项资金，专用于技术改造项目。而根据35号文第二条的规定，技术改造项目是指依托现有企业，围绕提高经济效益、改进产品质量、增加产品种类、扩大出口、降低成本、节能环保、加强资源综合利用、改善劳动安全条件等目标，采用国内外先进适用的新技术、新设备、新工艺、新材料，对现有设施、生产工艺及辅助设施进行改造的投资项目。

“技术改造”的核心是“对现有设施、生产工艺及辅助设施进行改造”，也就是《对外贸易经济合作部关于外商投资企业进口设备有关问题的通知》（[2000]外经贸资发第478号；2000年11月08日施行）所称的“对原有设备进行更新”。

专项资金的适用范围和申报条件

根据35号文的相关规定，专项资金的适用企业和项目为：

- 1) 上海市依法设立、无不良信用记录的企业。
- 2) 符合《上海产业发展重点支持目录（2008）》以及国家重点产业调整和振兴规划的项目。具体包括：国家重点技术改造项目；地方重点技术改造项目；引进技术和装备项目；境外收购兼并项目。
- 3) 已通过其他渠道获取上海市财政性资金支持的项目，原则上无法享受。

根据37号文的相关规定，专项资金的主要支持领域包括：钢铁、汽车（新能源汽车和关键零部件）、船舶、石化、装备制造、电子信息、新能源、航天、航空、纺织、轻工、生物医药、新材料等领域，特别是上海市目前列入高新技术产业化9大重要领域（新能源、民用航空制造业、先进重大装备、生物医药、电子信息制造业、新能源汽车、海洋工程装备、新材料、软件和信息服务）。

● 上海市重点技术改造个别资金についての簡潔な紹介

関係する法律法規、及び直近に開催された「上海外商投資企業技術改造政策紹介会」とあわせ、「上海市重点技術改造個別資金」（以下「個別資金」という）について、参考まで以下の通り紹介する。

主な法的根拠

- 「上海市重点技術改造個別資金管理弁法」（滬府弁発[2009]35号。2009年9月21日施行。以下「35号文」という）
- 「2010年上海市重点技術改造個別資金申告プロジェクト（準備）についての上海市経済情報化委員会による通知」（滬经信投[2010]37号。以下「37号文」という）

技術改造プロジェクトの定義

個別資金は、技術改造プロジェクトにのみ使用される。また、35号文の第二条の規定によると、技術改造プロジェクトとは、既存の企業を頼りに、経済効果の向上、製品品質の改良、製品品目の増加、輸出の拡大、コストの引き下げ、省エネ環境保全、資源総合利用の強化、労働安全等の目的をめぐって、国内外で応用される先端の新技術、新設備、新工程、新素材を採用し、既存の設備、生産工程及び補助設備に対し改造を行う投資プロジェクトをいう。

「技術改造」の核心は、「既存の設備、生産工程及び補助設備を改造」することであり、それは「外商投資企業による設備輸入に関する対外貿易経済合作部による通知」（[2000]外经贸資発第478号。2000年11月8日施行）にいう「既存設備に対する更新」でもある。

個別資金の適用範囲及び申告条件

35号文の関係規定によると、個別資金の適用企業とプロジェクトは次の通りである。

- 1) 上海市にて法に照らし設立し、不良な信用記録のない企業。
- 2) 「上海産業発展重点支持目録（2008）」及び国家重点産業調整及び振興計画に適合するプロジェクト。具体的には、国家重点技術改造プロジェクト、地方重点技術改造プロジェクト、技術及び設備導入プロジェクト、国外M&Aプロジェクトなどが含まれる。
- 3) すでにその他のルートを通じて上海市財政資金支援を獲得しているプロジェクトは、原則として受けられない。

37号文の関係規定によると、個別資金の主な支援分野には次のものが含まれる。鋼鉄、自動車（新エネルギー自動車及び主要部品）、船舶、石油化学、設備製造、電子情報、新エネルギー、航空宇宙、航空、紡績、軽工業、バイオ医薬、新素材等の分野、とりわけ上海市で現在ハイテク産業化に列記される9大重要分野（新エネルギー、民用航空製造業、先端重大設

根据 37 号文的相关规定, 2010 年申报专项资金的企业和项目的条件主要包括:

- 上海市依法设立的具有独立法人资格、无不良信用记录的企业;
- 财务管理制度健全、会计信用和纳税信用良好;
- 项目符合国家产业政策和规划、节能、环保、安全等方面的要求;
- 项目的固定资产投资在人民币 500 万元以上;
- 申请的在建项目, 应当已经启动建设(尚有 50% 以上的固定资产投资未完成); 申请的拟建项目, 应当基本具备项目建设条件, 预计 2010 年内开工建设; 等等。

专项资金的支持方式

专项资金的支持方式包括“贷款贴息”和“项目资助”两种。对此, 律师简要制表分析如下:

支持方式	贷款贴息	项目资助
具体说明	- 一般适用项目: 以金融机构贷款为主的项目。 - 贴息率: 一般不超过当期银行中长期贷款利率。 - 贴息资金总额: 根据项目符合贴息条件的银行贷款总额、当年贴息率和贴息年限(一般按两年计)计算确定。	- 一般适用项目: 以自有资金投资的项目。 - 资助额度: 最高不超过项目固定资产投资金额的 8%。
政府资助方式	负担方式	政府内部分级负担
		一次核定、分次拨付。
	拨付方式	- 项目审核通过后, 根据贴息年限, 分年拨付年度贴息资金的 70%。 - 项目验收合格后, 再行拨付 30% 余款。

備、バイオ医薬、電子情報製造業、新エネルギー自動車、海洋工程設備、新素材、ソフトウェア及び情報サービス業)。

37 号文の關係規定によりますと、2010 年に個別資金を申告する企業及びプロジェクトの条件は主に次の事項が含まれる。

- 上海市にて法に照らし設立した独立法人資格のある、不良な信用記録のない企業であること。
- 財務管理制度が健全であり、会計面での信用及び納税面での信用が良好であること。
- プロジェクトが国の産業政策及び長期計画、省エネ、環境保全、安全等の方面での要求に適合していること。
- プロジェクトの固定資産投資額が 500 万人民币元以上であること。
- 申請中の建設中プロジェクトは、すでに着工されていること(投資がまだ完了していない固定資産がなお 50% 以上ある)。申請する建設予定のプロジェクトは、プロジェクト建設条件を基本的に具備しており、2010 年末までに着工する予定であること等。

個別資金の支援方式

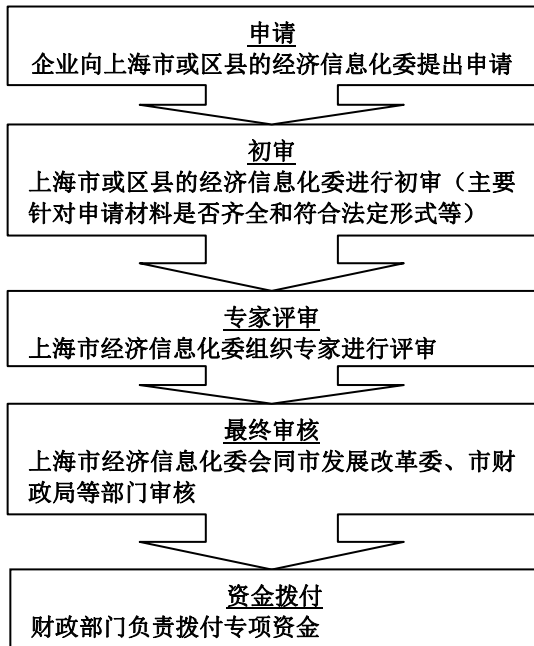
個別資金の支援方式には、「貸付金利の割引」及び「プロジェクト資金援助」の 2 つがあり、この点について、筆者は下表に簡潔にまとめる。

支援方式	貸付金利の割引	プロジェクト資金援助
具体的な説明	- 通常、適用されるプロジェクト: 金融機関の貸付を主としたプロジェクト。 - 貸付金利割引率: 通常、当期の銀行中长期貸付金利を上回らない。 - 貸付金利割引の資金総額: プロジェクトが貸付金利割引条件に適合する銀行貸付総額、当年の貸付金利割引率及び貸付金利割引期間(通常、2 年で計算)に基づき計算し確定する。	- 通常、適用されるプロジェクト: 自社保有資金で投資したプロジェクト。 - 資金援助枠: 最高で、プロジェクト固定資産投資金額の 8% を上回らない。
政府資金援助方式	負担方式	政府内部で等級別に負担する。
		審査は 1 回、支給は段階的に実施。
	支給方式	- プロジェクト審査を通過した後、貸付金利割引期間に基づき、年毎に年度の貸付金利割引資金の 70% を支給する。 - プロジェクト検収合格后、30% の残額を別途改めて支給する。

最高额度	- 单个项目贴息额度或资助额度最高不超过人民币 5000 万元。 - 对需要超出最高额度进行资助的项目，需报经上海市政府批准同意。
------	--

专项资金的申报程序和申请文件

结合 35 号文和 37 号文的相关规定，对于外商投资企业申请专项资金的程序，我们简要介绍如下：



关于所需提交的申请文件，请具体参见 35 号文和 37 号文。需要指出的是，国家重点技术改造项目、地方重点技术改造项目、引进技术和装备项目、境外收购兼并项目这 4 类项目所需提交的申请文件存在差异。

其他

此外，还需提示的是：

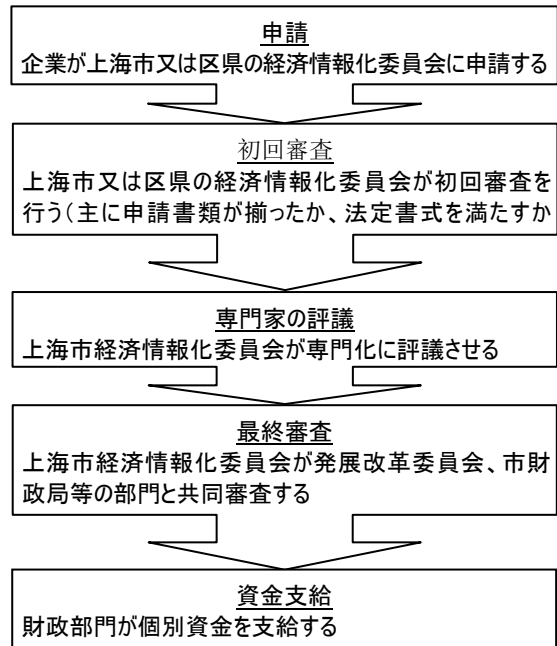
- 资金拨付后，上海市经济信息化委将会同上海市财政局对专项资金的使用情况进行检查，对项目完成情况（包括对竣工项目的项目验收、评估等）、资金使用效果、资金管理情况等实行监督管理。
- 如果申请项目发生重大变更，不能按照原计划建成的，应当由企业报上海市经济信息化委审核调整。除不可抗力以外，申请项目撤销的，企业应当将已获得的资金上交财政部门。

外商投资企业如符合专项资金的申报条件，可以及时申请，以便从该项优惠政策中获益。

最高限度額	- 単独のプロジェクト貸付金利割引限度額又は資金援助額は最高で 5000 万人民元を超えない。 - 最高限度額を超えて資金援助する必要があるプロジェクトについては、上海市政府に申告し同意を受けなければならない。
-------	--

個別資金の申告手順及び申請書類

35 号文と 37 号文の関係規定とあわせ、外商投資企業が個別資金を申請する手順を、簡潔に紹介する。



提出が必要な申請書類の詳細は、35 号文と 37 号文から確認できる。注意点としては、国家重点技術改造プロジェクト、地方重点技術改造プロジェクト、技術設備導入プロジェクト、海外 M&A プロジェクトの 4 つのプロジェクトが提出しなければならない申請書類はそれぞれ異なる。

その他

その他に注意すべき事項は次の通りである。

- 資金の支給後、上海市経済情報化委員会は上海市财政局と共に個別資金の使用状況を検査し、プロジェクトの完了状況（竣工したプロジェクトの検収、評価等を含む）、資金使用効果、資金管理状況等について監督管理を行う。
- 申請プロジェクトに重大な変更が生じ、もとの計画通りに落成できない場合、企業は上海市経済情報化委員会に申告し、その調整の審査を受けなければならない。不可抗力による場合を除き、申請プロジェクトを取り消す場合、企業はすでに獲得した資金を財政部門に上納しなければならない。

外商投資企業が、個別資金の申告条件に適合する場合、この特惠政策による恩恵が受けられるよう遅滞なく申請するのがよい。

备注：

请点击以下网址，查看相关法令全文内容：

《上海市重点技术改造专项资金管理办法》

<http://www.sh.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node10800/node11408/node22596/userobject26ai19674.html>

《上海市经济信息化委关于组织申报 2010 年上海市重点技术改造专项资金项目（储备）的通知》

<http://www.sheitc.gov.cn/sheitc/jsp/zfxgk/ywl-1.jsp?num=30-11&id=33894&chs=1>

（里兆律师事务所 2010 年 07 月 02 日整理编写）

備考：

関係する法令の全文の内容をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

「上海重点技術改造個別資金管理弁法」

<http://www.sh.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node10800/node11408/node22596/userobject26ai19674.html>

「2010 年上海市重点技術改造個別資金申告プロジェクト（準備）についての上海市経済情報化委員会による通知」

<http://www.sheitc.gov.cn/sheitc/jsp/zfxgk/ywl-1.jsp?num=30-11&id=33894&chs=1>

（里兆法律事務所が 2010 年 7 月 2 日付で作成）